

掛川市告示第93号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定に基づき、市道の路線を次のように変更する。その関係図面は、平成25年7月8日から2週間掛川市役所において一般の縦覧に供する。

平成25年7月8日

掛川市長 松井三郎

市道変更路線表

NO	路線名	起 点		終 点		重要な経過地
1	駅北114号線	旧	肴町272	旧	南西郷字七ノ坪114-7	
		新	肴町3-1	新	肴町1-1	
2	駅北109号線	旧	南西郷字七ノ坪101	旧	南西郷字七ノ坪119-8	
		新	駅前12-1	新	駅前6-5	